

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成17年度に国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、合併前の旧各町（七宝町、美和町、甚目寺町）において、進行中の計画の実施状況と向こう5年間の取組みをとらまえた「集中改革プラン」を策定し、「定員の管理」や「給与の適正化」「民間委託等の推進」などについて具体的目標を明示し、行財政改革に取り組んできたところです。

こうした取組みの中、**技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比較し、高額となっているという批判があり**、「骨太の方針2007（平成19年6月19日閣議決定）」においては、「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度からの実施に取り組む。」こととされ、更に「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について（平成19年7月6日総務省自治行政局公務員部長他通知）」により技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を公表することを要請されたところです。

このような状況を踏まえ、旧各町においてこれまでの取組みを含め技能労務職員等の給与等の総合的な点検を行い、定員の削減や給与の削減について具体的な目標を明示した取組み方針を平成19年度末に策定し、公表したところです。

しかし、平成22年3月22日の合併によるあま市発足によって、旧各町の取組み方針については失効しているため、改めて、旧各町の取組み方針を基にあま市における取組み方針を策定するものです。

1 給与に関する事項

(1) 給与の根拠規定

地方公務員法（以下「地公法」という。）第57条では、技能労務職員についての地公法の特例を定めており、この規定を受けた地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）附則第5項で、身分取扱いについては、地公労法（第17条を除く）及び地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第37条から第39条の規定を準用することとされています。

技能労務職員の給与は、地公企法第38条第3項で「生計費、同一又は類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の給与、当該地方公営企業の経営状況その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されているところです。

地公法	地公労法	地公企法
第57条 単純な労務に雇用される者 その他この法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める	附則第5項 地公法第57条の単純な労務に雇用される一般職の地方公務員の身分取扱いについては、特別の法律が施行されるまでは、この法律及び地公企法第37条から第39条までの規定を準用する。 第7条 勤務条件等に関する事項を団体交渉の対象とし、これに関して労働協約を締結する。（第1項）	第38条 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。（第3項）

(2) 給料表

給料表は、職員の職務の困難及び責任の度に基づいて級が定められており、あま市の技能労務職員の給料表（行政職給料表(2)）の構成は職階の数に応じ3級構成となっています。

(3) 諸手当

給料表以外の諸手当は一般職員に準じて支給されていますが、主な手当は以下のとおりとなっています。

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当

2 給与に関するデータ

(1) 現状

職種ごとの人数・平均年齢等のデータ及び民間従業員データ

(単位:歳、人、円)

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
あま市	50.5	41	206,368	223,772	220,934	—	—	—	—
うち給食調理員	52.0	16	207,738	221,220	219,875	調 理 師	39.7	271,300	81.5
うち用務員	49.8	20	195,528	210,819	208,331	用 務 員	53.8	213,600	98.7
うち自動車運転手	47.4	5	249,675	292,270	281,885	自動車運転手	54.8	283,800	103.0
愛知県	51.8	509	339,136	394,821	380,416	—	—	—	—
国	49.3	3,955	284,514	—	322,291	—	—	—	—
類似団体	48.9	39	292,932	328,376	311,365	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
あま市	3,599,608	—	—
うち給食調理員	3,554,690	3,707,600	95.9
うち用 務 員	3,399,048	3,008,200	113.0
うち自動車運転手	4,681,817	3,855,000	121.4

(注)

「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことなどから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータをしております。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳 以上	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
職員数	0	0	0	2	0	3	10	5	11	10	0	41

※平成22年4月1日現在

(3) その他

① 昇給基準

昇給日の1月1日に4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

② 昇格基準

職務別に経験年数に応じた昇格基準を別に設けています。

3 基本的な考え方

合併前の各旧町の取組方針を基本的に引き継いで、採用に当たっては、退職不補充を原則としています。また、給与については、国、県及び近隣の地方公共団体の動向を注視し、適宜改正等の検討を行なっていきます。

4 具体的な取組み内容

本市の技能労務職員の現状は民間及び国家公務員との賃金比較を見てもその給与水準は決して高水準ではありませんが、引き続き住民の理解が得られるよう適切な給与制度・運用となるよう努めるとともに、状況については、市ホームページ等で公表します。